

## 第9章 運営及び体制

### 9-1. 運営及び体制の方針

名勝水郷柳河は、名勝指定地のほとんどが公有地である一方、地域住民の暮らしと密接に関わり、地域住民の手により手入れされ続けてきた性質を持つ文化財であることから、その保護（保存・活用）を円滑に運営していくためには、行政と地域が協働で維持管理に取り組むための体制を確立することが必要である。以下に、そのための方針を示す。

#### （1）住民参加を継続していくための仕組みづくり

地域住民とともに名勝水郷柳河を後世に継承していくために、名勝水郷柳河の保存に向けた意識向上を図り、地域住民等及び市民団体との連携体制を強化するとともに、地域住民の意見を継続的に取り入れ、参加を促していくための仕組みづくりを行う。

#### （2）庁内及び関係機関における体制強化

名勝指定地内の適切な保存・活用を推進し、指定地と周辺との一体的な風致景観を継承していくために、柳川市の関係部局間における連携体制、及び構成要素又はその隣接地の所有者・管理者である個人・国・福岡県・柳川みやま土木組合との連携体制を強化し、情報共有及び協議・調整を図ることとする。

#### （3）より多様な主体による参画の推進

人口減少が進み、地域活動等の担い手が減少する中で、名勝水郷柳河の保存・活用の推進力とするため、地域住民以外の市民・来訪者・企業等のより多様な主体の参画を促す。

## 9-2. 運営及び体制の方法

### (1) 定期的な住民意見の収集

住民参加の下に、名勝の保存・活用を軸とする地域活性化を実現するためには、検討内容及び運営プロセスに対する地域の理解を促し、住民の主体的な活動に対する意欲向上と協力体制づくりが不可欠である。

そのためには、本計画策定時に行った「新・水の構圖」ワークショップのような地域座談会を次年度以降も発展的に継続し、多様な意見の集約及び共有に努めることとする。また、地域住民が気軽に参加し、相互に理解を深めることができるような質の高いイベントの試みを行う。

このような地域座談会・イベントへの参加を契機として、地域住民・市民がより主体的に掘割の保存・活用を運営していくような将来像を実現するために、より多くの地域住民・市民の参加を促すための企画運営を行う。



図 9-1 「新・水の構圖」WSの様子

### (2) 名勝水郷柳河の保護に関する協議・運営体制の確立

#### ①本計画策定直後の協議・運営体制

柳川市では、市内の文化財の保護に関する協議のための組織として、「柳川市文化財専門委員会」（以下「専門委員会」という）が設置されている。今後は、名勝水郷柳河の保護に関する事業等について、指導・助言が得られるよう専門委員会の協議体制を充実させる必要がある。そのための方法として、例えば専門委員会の下に「名勝水郷柳河部門（仮称）」（以下「部門」という）を新たに設置することが考えられる。部門の構成員は造園学・建築学・文学等の分野



図 9-2 専門委員会のイメージ

の学識経験者及び当該地域の代表者等とし、名勝に関して実施する各種事業に対して専門的知見及び地域住民の意向を十分に反映することができるような体制を整える。

#### ②将来的な協議・運営体制

平成 31 年（2019）4 月に改正文化財保護法が施行されることを受け、福岡県では文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定する予定である。今後、柳川市では、福岡県が定める大綱に基づき、市域に所在する多様な文化財を対象として文化財保存活用地域計画の策定を行うこととなる。当該計画の策定にあたり、柳川市は「柳川市文化財保存活用協議会（仮称）」を設置し、市内に所在する文化財の総合的な保存・活用の施策とともに名勝水郷柳河の保護施策についても議論を行っていくものとする。

### (3) 市内における連携体制

市内においては、水路課・生活環境課・都市計画課などの関係部局のみならず、柳川みやま土木組合等の関係機関をも含めた相互の協議体制を確立し、保存・活用、整備、管理運営に至る様々な施策を推進する。

具体的には、現在柳川市では市内の指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地に関する開発事業について国及び福岡県に年に1度照会を行い、指定文化財等に影響がないかの確認を行っているが、今後は柳川市の各部局にも同様の照会を行うとともに、それについて情報共有を行う場を設ける。

### (4) 各種団体・企業・教育機関等との連携

名勝水郷柳河の保存・活用の施策を持続的に運営していくためには、地域住民と行政との協働体制の構築に加え、多面的なサポートを実現する各種団体・企業・大学との連携を推進していくことが望ましい。これらの団体・組織が確実に運営体制の一翼を担っていくようにするためには、施策に係る諸活動に参加することによるメリットを明確に示していくことが必要である。

例えば、民間企業においては、企業側からの人材及び活動資金の提供に対し、名勝の知名度向上による企業イメージの向上、柳川市における各種事業への参画における利益の享受などの効果が期待される。

大学等の研究・教育機関においては、名勝を研究対象として扱うことのできる研究・教育機関側のメリットに対して、それらの研究成果及び定期的な学生・研究者等の人材を市にフィードバックすることが可能となる。

このような多様なステークホルダーが利益を享受する仕組みを構築し、今後の運営体制をより強固に築き上げていくことが重要である。

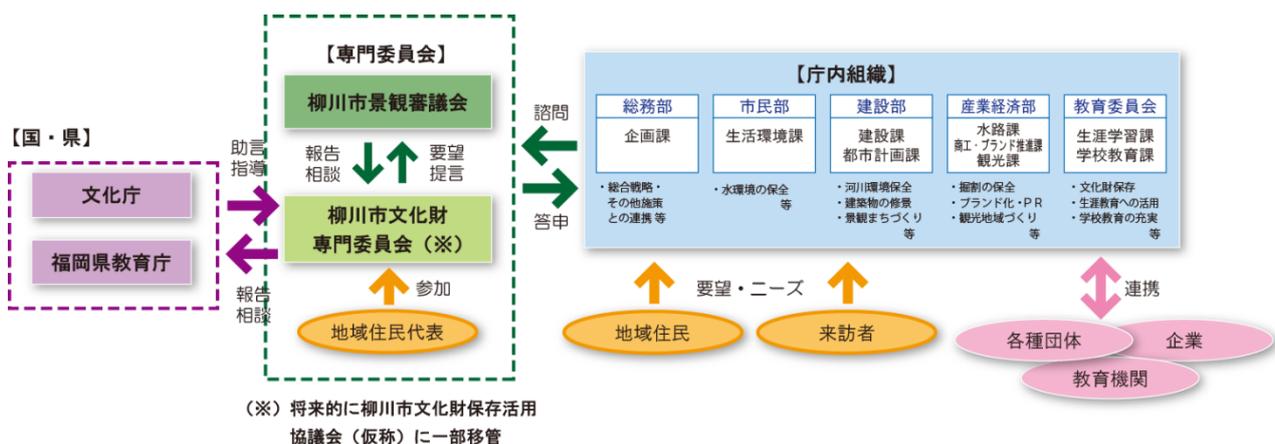


図 9-3 運営及び体制のイメージ